

勝訴判決へ向けて 大きく前進する年に

弁護士事務局長 松本篤周弁護士



明けましておめでとうございます。2018年8月に第1次訴訟提訴し、その年の12月に第一回弁論をおこなって以来、本年2月に第7回弁論を迎えます。これまで弁護士は、安保法制の違憲性、安保法制制定後、自衛隊と米軍の共同作戦の進展の中で、法律のみならず、憲法9条に反する実態が進展していることなどを多数の準備書面を提出して明らかにし、毎回の法廷では、原告の皆さんが安保法制の制定により、それぞれの人生に照らして、平和を踏みにじられることの苦痛を、直接裁判官の前で陳述し、傍聴席にも大きな感銘を与えてきました。これに対して、被告国は、違憲性の主張に対しては一切答弁することなく、「原告らが主張する精神的苦痛は、法的利益とはいえないから、訴えの利益がない」などとして、違憲論にまともに答えようとせず、逃げ回っています。

全国の訴訟では、札幌、東京で原告側が申請した証人尋問をすべて却下した上、原告敗訴の判決をくだしたものの、群馬訴訟では宮崎礼壹元内閣法制局局长はじめ3名の証人尋問が実施され、横浜訴訟でも証人尋問が実施されました。決して最高裁と政府の顔色をうかがう裁判官ばかりではないことに確信を持ちましょう。

名古屋では、昨年12月11日の弁論で、裁判長から今後の予定の質問があり、裁判長の方から「立証の準備をされますね。」との言葉がありました。名古屋でも証人採用を勝ち取り、勝訴判決に向けて大きく前進する年にしましょう。今年もよろしくお願いします。

正念場
傍聴席を
満席に！

📅 2月14日(金)
第7回 口頭弁論

10:00 集合 名古屋地裁南側
11:00 開廷 名古屋地裁1号法廷
12:00 報告集会 桜華会館

📅 2月4日(火)
第6回 裁判前学習会
「安保法制違憲訴訟と裁判所の
責務 -憲法判断の法理-」

青山邦夫弁護士

18:30~20:30 参加費500円
イーブルなごや 視聴覚室



第6回 口頭弁論

12月11日、第6回口頭弁論が行われました。原告の意見陳述は、安保法制が論議される中で、法律に疑問を抱いて初めて市民運動に原告となり参加した金丸さんと、いろいろな運動に関わるベテランの岩中さんのお二人で、それぞれ自身の体験をもとに感動的な陳述でした。弁護団からは、金井弁護士の「新安保法制法の背景と日本の国家・社会の変容」と中谷弁護士の「新安保法制法にともなう改正PKO法の違憲性と自衛隊南スーダンPKO派遣の違憲性」の陳述がありました。(報告参照)

次回、2月14日は、原告意見陳述は、原発避難者裁

判に関わる渡辺優子さんとペシャワール会名古屋の五井泰弘さんを予定しています。また、弁護団の陳述は、「違憲審査制と裁判所の役割」「被告書面(平和的生存権関連)に対する反論」です。

「防衛省設置法」での自衛隊の歯止めのない派遣が現実のものとなっています。安保法制は、今も発動され訓練は続いています。7月まで期日も決まり、いよいよ今年はこの訴訟も正念場になります。一回一回の口頭弁論を充実させるためにも法廷をいっぱいにして違憲判決を勝ち取りましょう！

原告意見陳述に臨む

原告 岩中美保子さん



安保法制違憲訴訟で原告として意見陳述をさせていただく機会を得て心より感謝します。いろいろ指摘をい

ただき悩みながらも、傍聴席からの温かなまざざしで思いを訴えることができました。

その後、安倍政権は米国主導の有志連合が来月1月に活動を本格化することに歩調を合わせ、自衛隊の中東への派遣を閣議決定しました。軍事費は5兆円をはるかに超え、ますます戦争できる国にすすんでいるのではないのでしょうか。

私は、陳述で父が吉田村という部落の大政翼賛会会長の息子として出征し、被害者として戦地でど

れほどの悲惨な目にあったのか、同時に加害者としてどれほど悲惨な行為を行ってきたのか、誰もが被害者、加害者になることを陳述しました。安保法制で有事の際に国民の権利制限や義務づけがされる業種のひとつに建設業者が指定されていますが、娘の夫の仕事は建設業で有事のさいに私の大切な家族が徴用されることを訴えました。

「安保法制」は人間らしく生きる権利を奪うもの、私はその思いを裁判長の目をみて訴えたかったのですが、裁判長は一度も顔を上げられませんでした。本当にこの思いを受け止めてくれたのだろうかという気持ちになりました。

私の意見陳述を担当してくださった柄杓さんは、報告集会で「司法に絶望、しかし、希望の司法を見つけ出したい」と話されましたが、私も同じ思いです。

憲法違反の安保法制は私たちの怒りと平和を願う強い気持ちで必ず廃案にしなければならないと思います。

原告 金丸高志さん



2019年12月11日の意見陳述。この日は、私にとって忘れられない1日になりました。それは10月初

旬、仕事中にこっそり受けた平松弁護士からの電話から始まりました。これまでテレビや映画の中でしか見たこともない裁判所で、しかも自分が発言することは現実とは思えませんでした。意見陳述の直前に中村哲さんの訃報がありました。その他にもローマ教皇の来日と貴重なメッセージがあり、軍隊のない国であるコスタリカの弁護士が来日して9条改憲阻止の力になりたいと述べてくれるなど、いろいろなことがありました。どうしても追加

したかった中村哲さんの発言は辛うじてお話しすることができましたが、他は断念せざるを得ませんでした。ローマ教皇の件は一緒に意見陳述された岩中さんが触れてくれたので嬉しかったです。

その後も中東への自衛隊派遣が閣議決定で決まったり、国民の財産である公文書管理のルールが後付けで変えられたりと政府の暴走が止まりません。お隣の韓国では民衆に政権の暴走を止めるパワーがあり、

その理由として「韓国の民主主義は勝ち取った民主主義、日本の民主主義は与えられた民主主義」と言われます。一連の安保法制違憲訴訟が、日本国民が民主主義を勝ち取る一助となることを願ってやみません。最後に意見陳述を支えてくれた弁護士の皆様、全ての原告と支援者の皆様に感謝します。ありがとうございました。

弁護団意見陳述の狙い

安保法制法の違憲性

金井英人弁護士(第12準備書面)

今回提出した準備書面(12)では、安保法制法の違憲性について説明をしました。

その第1として、安保法制法は、2015年4月に締結された、日米防衛協力のための指針(新ガイドライン)の実施法であることについて述べています。1951年の日米安保条約の締結以後、78年ガイドライン、97年ガイドラインと策定され、そのたびに日本の協力の範囲が拡大され、それを既成事実としてガイドラインに沿うような法律が制定されてきました。安保法制法はとりわけ、憲法9条など武力の行使や集団的自衛権に関するこれまでの政府解釈を突き崩すガイドラインを先行させた、既成事実の産物といえます。

第2に、安保法制法のもとでは、重要影響事態や国際平和共同対処事態が発生したとされた場合、国民が国の行う対応措置に協力することを依頼され、実質的に義務づけられることについて述べています。特に、存立危機事態から武力攻撃事態に移行した場合には、国民は自らの生命・身体への脅威と、権利義務の制限を覚悟しなければならない、安保法制法はそうしたことが一般化するものなのだということを指摘しています。

第3、第4に、秘密保護法及び共謀罪の違法性をそれぞれ述べています。近年制定された秘密保護

法や、共謀罪に関する法律がいかに問題のあるものであるかについて、あらためて整理をしています。これらの法律は政府により恣意的に適用される危険を有し、国民の知る権利が不当に制限されたり、不当に捜査対象にされたりということが起こり得ます。特に共謀罪の項においては、治安維持法制定の際の司法の態度を厳しく糾弾し、司法の役割の重要性を説いています。

第5には、安倍政権が武器輸出三原則を真逆に転換する「防衛装備移転三原則」を定めて以降、日本の軍需産業は武器輸出が解禁され、巨大市場が開かれたことの危険性を述べています。最近では、日本で武器見本市が開催されるなど、国際社会において日本が死の商人としての存在感を強めていることを指摘しています。

第6では、軍需産業と学問の自由について述べ、防衛省が近年、大学や企業での軍事応用可能な基礎研究に対し、助成金を出す制度の公募をしていること(安全保障技術研究推進制度)を指摘します。研究結果が良好であれば、武器転用を想定するもので、軍事に直結する研究といえますが、補助金を減らされた大学にとってはこの制度を利用せざるを得ないという苦渋の選択を迫られているところもあります。一方で、京都大学などは軍事研究には携わらないという声明を発表するなど、対抗する大学も存在しているのです。

このように、今回の書面では、戦後安保体制の歴史から見た安保法制法の位置づけ、違法性を明らかにし、それがいかに危険なものであり、実際に日本が危険な状態になっていっていることを指摘しています。裁判所には、その現実と向き合ってもらえるよう、期待したいところです。

弁護団意見陳述の狙い

安保法制法の一環である PKO改正法の違憲性と違憲の 自衛隊南スーダン派遣

中谷雄二弁護士(第13準備書面)

1 私が、前回準備書面で論じたのはPKO協法力の制定から南スーダンへの自衛隊のPKO派遣に至るまで、国会での政府答弁を追うことにより、如何にこの法律が違憲であり、派遣が違憲であることを論証することにありました。その概要は以下のとおりです。

PKO協法力は制定当初から違憲の指摘がされ、その後の改正でも憲法との適合性について疑問が出され続けてきました。しかし、政府は、真正面からそれに答えず、憲法違反かどうか国会で慎重な議論が闘わされることすらなかったのです。国会での政府の答弁を追うことにより明らかになったのは、合憲であることを真正面から主張することなく、なし崩し的に違憲の疑いの強い法改正を繰り返し、従来の政府解釈からは違憲であるはずの任務を付与する法改正(改正PKO協法力)にまで至ったこと、その結果、戦地である南スーダンへ自衛隊が派遣され、自衛隊員を危機に追いやった政府の無責任な態度です。

2 政府がPKO法を制定して以来、今日までPKO協法力の合憲性を担保するのは、PKO5原則にあると主張し、運用上は、情報収集に努め、危険な戦闘行為が行われる恐れがある場所には、自衛隊は送らな

いということにありました。

しかし、この政府の答弁は、形式論理と詭弁に満ちたものです。いわく、「憲法9条1項が禁止している『武力の行使』は『国際紛争解決の手段』としてのものである。相手方が、『国又は国に準ずる組織』でなければ、『国際紛争』とは言えない。PKO5原則を遵守している限り、相手方として『国又は国に準ずる組織』が現れる筈はない」という論理でした。ところが、南スーダンPKOへの派遣で露呈したのは、このような形式論理を超える実態でした。自衛隊も含む国連PKOの宿営地に攻め込んできたのは、反政府勢力と戦闘状態に入った南スーダン政府軍だったのです。自衛隊の宿営地の頭上を政府軍と反政府勢力との交戦による弾丸が飛び交っていたことは、NHKの番組で全国民の前に明らかになりました。同時に、運用上の安全確保の手段として、政府が強調していた情報収集も、現地部隊が「戦闘行為」と報告した事実を隠し、戦闘地域に自衛隊を送っていたことが明らかになりました。それが公になるやその報告文書である「日報」を隠蔽してしまったのです。

3 安保法制法により改正されたPKO協法力では、宿営地共同防護という名で他国軍と共同で武力を行使することを認め、他国の部隊を助けるための駆けつけ警護の任務も付与されました。憲法9条の文言は全く変えないうまま、憲法9条1項に反する疑いがあるからやらないと言明していた行動まで法改正で認めてしまいました。それが許される理屈は、相手が「国又は国に準ずる組織」ではありえないから憲法違反ではないというものでした。しかし、これが成り立たないことが明らかになった現状では、裁判所は違憲判決を言い渡す以外にありません。

是非、準備書面全文をお読みくださるようお願いいたします。

人格権の被侵害利益性と 具体的被害

中川匡亮弁護士(第9準備書面)

準備書面(9)では、まず、原告側が主張している人格権という権利が、国賠法上保護されるべき具体的権利・利益であるということを主張しました。

人格権はフランス人権宣言や世界人権宣言等にルーツがあり、その後、世界各国の判例上も裁判上保護される権利であることが確立しており、それは、日本の判例においても同様です。

その上で、本件では、安保法制定により原告の①生命権・身体権及び精神に関する利益としての人格権、②平穏生活権が、とりわけ侵害されているという主張をしました。

その上で、新安保法制の下、日米がこれまで以上に一体化することにより、北朝鮮や中国との対立を深め、集団的自衛権発動のリスクが高まっていること、また、オスプレイやF35の購入やイージス・アショアの導入により日本の軍備がより一層強化され、このことも戦争の危険の高まりを意味することなどを指摘しました。

とりわけ、2019年6月13日、イラン沖のホルムズ海峡近くで日本の海運会社のタンカーが攻撃を受けた

事件に関して、トランプ大統領が、有志連合に日本にも参加を求めていることなどは、集団的自衛権行使の危険を示す典型例だと言えます。

これらの危険にさらされること自体が、原告らの人格権、平穏生活権の侵害に他なりません。

今回の主張を通じて、安保法下の一連の情勢の進行により、私達の生活にどのような不安が生じているかを具体的に主張することが、訴訟の帰趨にとって重要であることを改めて実感しました。

クローズアップ弁護団

どんな思いで参加していますか？



人権保障を重視する社会へ

青木有加弁護士

プロフィール

大学卒業後、国立大学、日本司法支援センターで事務職員をした後、2014年12月弁護士登録。

私は大学卒業後、暫く政府系機関の事務職員をして、2014年12月に弁護士登録しました。当初憲法問題に関わる活動をするとは思っていませんでした。しかし、自民党が2012年に発表した日本国憲法改正草案は、ロースクールで勉強した近代立憲主義の憲法とは違う性質を持ったもので、2013年12月には特定秘密保護法が成立し、私自身の人権が脅かされる事態になったと感じました。私もいろんな方々と一緒に安保関連法案に反対する活動に参加しました。

活動する中で、ポツダム宣言を受諾した日本が、日本国憲法で平和主義を採用している意味を考えるようになりました。この訴訟でも原告のみなさんが語る日本

の加害側面に私もより向き合うようになりました。他国を侵略・支配する動機となった民族差別憎悪は、戦後の日本社会でも生き続け、日本の加害側面の曖昧化と差別等の人権侵害を継続させ、戦前回帰といわれる現在、より深刻になっていると感じます。

現在、戦後補償や人種差別の問題に関心を注ぎ活動しています。2019年8月出版した共著「徴用工裁判と日韓請求権協定～韓国大法院判決を読み解く」(現代人分社)の執筆にも参加しました。この訴訟で平和的生存権と安保関連法制の違憲性を訴えることは、日本社会が人権保障を重視する社会へと変化するための働きの一つだと思っています。

2019. 11. 7安保法制違憲国賠訴訟 東京地裁判決に対する弁護団声明の要旨

言語道断の判決であると抗議の意志を表しています。

東京地方裁判所民事第1部は、違憲の新安保法制法の制定・施行が不法行為であるとして国家賠償を求めた原告らの訴えを、新安保法制法の違憲性には何ら言及せずに、原告らが侵害されたと主張する権利・利益が国家賠償法上の保護利益にあたらない等という理由で棄却した。

原告らが蒙った損害は、原告らが被侵害権利・利益として主張する平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権の侵害である。しかし判決は、平和的生存権について「憲法前文を根拠として、個々の国民に対して平和

的生存権という具体的権利ないし利益が保障されているものと解することはできない」と判示する。また、人格権の侵害の主張に対し、「客観的な意味で、原告らの主張する戦争やテロ攻撃のおそれが切迫して」おらずと、否定した上で、原告らの人格権の侵害がないと判断した。

原告らの真摯な本件訴えに対し今回の判決は、司法の使命の否定であると同時に、憲法の理念を根底から否定し、戦争へと舵を切ろうとする国策による憲法の破壊・蹂躪に、司法が積極的に手を貸すものといわざるを得ないと、抗議した声明になっています。

(I.Yasuda)

自衛隊の中東派遣は中止すべき

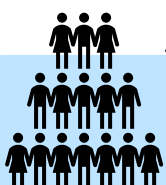
政府は12月27日、海上自衛隊の中東への派遣を閣議決定しました。イランとの「友好関係」を理由に、有志連合には参加せず、アラビア半島南部オマーン湾やアラビア海北部、ジブチとイエメンの間にあるバベルマンデブ海峡東側に日本独自で活動するというものです。

派遣されるのは護衛艦「たかなみ」とP3C哨戒機2機、隊員260名規模で、日本関係船舶の安全確保に向けた情報収集を行うとしています。派遣の根拠法は防衛省設置法の「調査・研究」としていますが、そもそも、防衛省設置法の「調査・研究」は、事務規定であり部隊運用は想定しておらず、自衛隊の海外派遣の根拠にするのは明らかな脱法行為です。国会での承認も必要がなく、自衛隊を何時でもどこでも派遣できることになります。「有志連合」には参加をしないとしています。米軍の

司令部バーレーンには米軍指揮下の有志連合・合同海上部隊(CMF)があり、自衛隊はそこに連絡要員を派遣するとしていて、実質的な有志連合のもとでの活動です。南スーダンへの自衛隊派遣では、事実上戦闘が起きていたにもかかわらず、日報が隠蔽され事実は知らされませんでした。派遣されれば何が起きているのかチェックはできません。

アメリカの一方的なイラン核合意からの離脱から始まった今回の中東危機は、今またアメリカによるイラン革命防衛隊の精鋭部隊のソレイマニ司令官を殺害という事態で一気に戦争の危機が高まっています。日本政府がやるべきことは、中東の危機を煽るアメリカに協力することではなく、外交力によってこの危機を回避するよう努力するべきです。

(M.Yamamoto)



傍聴のお誘い

傍聴席を満席にして裁判官に社会の関心の高さを示しましょう。陳述する原告や弁護団の後押しにもなります。次回も周りの人を誘って、力を合わせて満席を目指しましょう。

安保法制違憲訴訟あいち 総会報告



11月30日桜華会館において総会が開かれました。植村和子共同代表の挨拶の後、松本篤周弁護士より訴訟の状況報告がありました。



訴訟の状況報告 松本篤周弁護士事務局長

裁判を始めるにあたって「安保法制は合憲」という判決が出たらどうするかという心配の声もあったが、恐れることなく憲法判断を求めていく。

札幌地裁、東京地裁では原告の請求棄却という判決に対し控訴となった。しかし、群馬地裁における証人尋問のように前進もある。名古屋においても証人尋問の準備をしている。名古屋学院大学教授の飯島滋明氏等をお願いする予定である。できれば原告本人尋問も行いたい。また、自民党の古賀誠氏が「憲法九条は世界遺産」であるとして保守層の中で精力的に護憲活動をしている。市民運動は政治の垣根を超えた広がりがある。こうした人たちとも連絡を取り交流したい。

松本弁護士の報告の後、会場より古賀誠さんを証人

尋問に呼んでみてはという提言がありました。実現すれば大きな成果となることでしょう。

次に活動経過報告と会計報告そして今後の活動方針の提案がありました。

活動経過報告ではこれまでの裁判、学習活動、ニュースを振り返るとともに、今後の裁判の争点が語られました。

会計報告ではこれまでの収支報告がありました。みなさまのご支援に対し改めて感謝します。

今後の活動方針では特に事務局メンバーを増やすとか喫緊の課題であることが強調されました。ご協力よろしくお願いします。

戦後70年以上日本を支えてきた平和主義という国の理念が大きく変わろうとするなか、多くの国民は危機感を持ってないでいます。知らない間に憲法が変わっていたなどということはあってはならないことです。私たちの裁判の意義は今後一層大きなものとなるに違いありません。

戦争が起こってからでは遅い、戦争への流れをなんとかしても止めねばならないという訴訟の意義を再確認し、会計と活動方針案を承認していただきました。

(A.Niwa)



第5回裁判前学習会

「新安保法制法の背景と日本の国家・社会の変容」の感想

11月30日、金井弁護士による表題の裁判前学習会を開きました。とてもわかりやすい内容で私の頭の中に点在していたものが線でつながった感じがして「そういう事なのだ」と納得しました。思う事はいつの時代も戦争に至るシナリオのようなものがあり、やり方も似ているのではないかという事です。

先の大戦の戦争体験者の中に「まず世の中を貧しくする、それが戦争の入り口。」「私たちはだまされた。」「戦争は人災だ。」と言っている人がいました。戦争を望む人は少ないと思いますが、それでも戦争はおこります。それはそこには「だまし」のようなものがあるからだと思います。

自宅の本棚から「新・戦争のつくりかた」という絵本を取

り出し再び読んでみました。絵本は「自分自身の未来を誰か他の人に委ね続けることを、そろそろやめる時期に来ているのではないのでしょうか……一人ひとりが自分で考え、一歩踏み出して自分自身の大きな絵を描いていけるかどうか、未来はかかっていると思います。」と問いかけ「わたしたちは、未来をつくりだすことができます。戦争しない方法をえらびとることも。」という言葉で結んであります。

私は日本国憲法の中にある「不断の努力」という言葉に希望を感じます。

私たちは主権者です。主役は私たちです。

(K.Uemura)



国の「損害論」はナンセンスです。私は実害に苦しんでいます。安保法制に反対しただけで村八分にされ、町内の回覧板で誹謗中傷され、家族は怯えて暮らしています。私は軍事基地の町に住んでいます。自衛隊や軍需工場のOBが組織的に自治会を私物化し住民弾圧の道具に使っています。その背後に神社本庁、日本会議、青年会議所が暗躍しています。その状況を裁判長に伝えたいと思います。そして、違憲立法審査権を行使させましょう。

原告 寺田誠知さん

戦争法は日本社会を悪しき方向に変容させているが、それでも戦争法の違憲性を指摘し反対する市民の声こそが「戦争する国」づくりを押しとどめている。一人一人は微力であつても無力ではない。次世代への責任として戦争法を廃止せねばならない。

原告 近藤ゆり子さん

はじめて裁判の原告となったのはゴラン高原PKF訴訟ですが、PKOからの流れが改めてよくわかりました。「証人を検討」しようと裁判長が発言したのは、全国で名古屋が一番違憲判決に近づいているのだと思います。

原告 鷲巣辰也さん

自分自身が分かっていないことが多いが、戦争に向けて進んでいるという恐怖を感じる。「子供を持ちたくない」と言った夫の気持ちが分かるような気がする。未来が希望に満ち人が人として大切にされる社会となるよう闘っていかねばと思う。

サポーター 鈴木洋子さん

一言も聞きもらすまいと聞いています。金丸さん、岩中さんの陳述は胸を打つものでした。平和憲法を大切に引き継いでいかなければと私自身も励まされます。

サポーター 山田美千代さん

原告の陳述は内容があり説得力があった。まわりの方に伝えていきたい。毎回、訴訟の資料を作っていただきありがとうございます。

原告 三品小夜子さん

中谷弁護士のPKO法やその改正法について書かれた準備書面(13)要旨はわかりやすく、とてもいい内容でした。金丸さん、岩中さんの陳述も具体的でとても胸にささり、また恐怖を感じました。裁判官の方も恐怖を感じてくれているといいなと思います。

原告 杉本さん



原告陳述書提出のお願い

安保法制成立により、原告本人が受けた権利侵害と被害を原稿にまとめ右記メールアドレスへお送りください。弁護士からアドバイスを受けながら、陳述書に仕上げます。

第7次締め切り日：2020年2月21日（金）

会費とカンパのお願い

2020年会費の入金をお願いします。
みなさま、このままでは必要な資金がまもなく底をついてしまいます。
一層のご支援をよろしくお願いいたします。

ゆうちょ銀行

振込先 加入者名：安保訴訟あいち

郵便振替口座：00850-2-217427

☆同封した振込用紙をご利用ください。

原告の募集は終了しましたが、
サポーターは継続して募集しております。

会 計 報 告

19年1月～12月

18年度繰越金	418,296 円
入金の部	1,152,268 円
原告年会費	547,000 円 (148 名分)
サポーター年会費	198,000 円 (81 名分)
参加費・カンパ	407,268 円
出金の部	1,249,298 円
事務印刷費	74,878 円
事業費	91,230 円
郵便通信費	182,048 円
弁護団経費	900,000 円
雑費	1,142 円
残高	321,266 円



安保法制違憲訴訟の会あいち

〒453-0014 名古屋市中部区則武1-10-6

側島第一ノリタケビル2階 名古屋法律事務所

080-4521-5252

<https://anpoiken-aichi.jimdofree.com/>

w.soshou.aichi@gmail.com

<https://www.facebook.com/anpoiken.aichi>